

令和7年度 ポスターコンクール応募作品集計表【浜松市】

○応募作品数

(点)

区名	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	計
中央区	6	2	6	14	8	11	10	3	1	41	7	17	126
浜名区	1	10	10	4	11	11	4	4	1	0	0	0	56
天竜区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	12	16	18	19	22	14	7	2	41	7	17	182
	94						23			65			

○応募校数

	小学校	中学校	高校	計
中央区	11	6	2	19
浜名区	9	2	0	11
天竜区	0	0	0	0
計	20	8	2	30

○昨年度との比較

区分	年度	応募 学校数	応募作品数
小学校	R6	18	65
	R7	20	94
	増減	2	29
中学校	R6	14	52
	R7	8	23
	増減	▲ 6	▲ 29
高等学校	R6	2	21
	R7	2	65
	増減	0	44
計	R6	30	138
	R7	30	182
	増減	0	44

令和7年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール入賞者

小学生の部

審査結果	学 校 名	学年	氏 名	備考
特選	浜松市立 可美小学校	3	島 光 璃	新しい未来への第一歩 行こう選挙へ
	浜松市立 可美小学校	4	犬飼 すず那	小さな一票が 未来を変える
	浜松市立 可美小学校	4	内山 愛子	みんなで行こう 日本のために
	浜松市立 可美小学校	5	向井 隼	届けよう！未来を動かす 第一歩
	浜松市立 可美小学校	6	加茂 くるみ	明るい日本へ つなげる一票
入選	浜松市立 可美小学校	1	齋藤 寛生	みんなでせんきょにいこう
	浜松市立 気賀小学校	2	富田 亜玲奈	さあ行こう 大切な一ぴょう
	浜松市立 気賀小学校	2	森 龍 駕	せんきょに行こう
	浜松市立 可美小学校	3	遠藤 花笑	とどけ 未来への一ぴょう！
	浜松市立 白脇小学校	3	河邊 弥月	みらいをつくる あなたの一票

中学生の部

審査結果	学 校 名	学年	氏 名	備考
特選	浜松市立 可美中学校	1	西岡 愛莉	私たちの一票が 未来を照らす
	浜松市立 可美中学校	1	渡辺 陽向	今のピンチ 変えよう！選挙で
	浜松市立 北浜中学校	2	藤見 音杜	あなたの一票で 未来が変わる
	浜松市立 北浜中学校	3	高林 水礼	投票で 花開け 日本の未来
入選	浜松市立 三方原中学校	1	阿形 彩寧	ぼくに届けて 君の思い
	浜松市立 三方原中学校	1	實野 莉央	その1ピースが 未来をつくる
	浜松市立 南部中学校	2	久米 いこい	あなたの一票が 社会を彩る
	浜松市立 三方原中学校	2	鈴木 怜奈	あなたの一票が 未来を創る
	浜松市立 北浜東部中学校	2	西本 妃茉莉	選挙って まちへの愛だ

高校生の部

審査結果	学 校 名	学年	氏 名	備考
特選	静岡県立 浜松工業高等学校	1	北村 こむぎ	あなたの一票が 未来をつくる
	静岡県立 浜松工業高等学校	1	関 綾南	未来を変える 一票
	静岡県立 浜松工業高等学校	1	中村 百花	選挙に行こう 日本を変えるため
	静岡県立 浜松工業高等学校	3	松山 千夏	その一票が 未来を変える
	静岡県立 浜松工業高等学校	3	横山 桃香	一歩が未来へ 選挙へ行こう
入選	静岡県立 浜松工業高等学校	1	草野 瑛斗	その一票を 未来へ
	静岡県立 浜松工業高等学校	1	鈴木 麗愛	未来を創る あなたの一票
	静岡県立 浜松工業高等学校	3	木下 優奈	投票しよう！未来へ
	静岡県立 浜松大平台高等学校	3	鈴木 玲奈	君が 未来を つなぐ
	静岡県立 浜松大平台高等学校	3	瀬崎 葵衣	未来を 育む

※学年＞氏名50音順

令和7年度明るい選挙啓発ポスターコンクール 入賞作品

小学校の部



浜松市立可美小学校
4年 犬飼 すず那 さん
(いぬかい すずな)

中学校の部



浜松市立北浜中学校
3年 高林 水礼 さん
(たかばやし みらい)

高等学校の部



静岡県立浜松工業高等学校
3年 横山 桃香 さん
(よこやま もか)

令和7年度明るい選挙啓発ポスター作品募集(第77回)要項

- 1 趣旨 私たちが豊かで幸せな生活をおくるには、立派な政治が行われなければなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。だから選挙が明るく正しく行われなければなりません。そこで、全国の児童、生徒の皆さんに、明るい選挙を呼びかける印象的なポスターをかいていただきたいのです。
 - 2 応募規定
 - (1)内容 明るい選挙を呼びかけることを内容に、自由に表現してください。
 - (2)応募資格 小学校児童、中学校・高等学校の生徒
 - (3)募集期間 令和7年5月12日(火)から令和7年9月12日(金)まで
 - (4)締切日と提出先 令和7年9月12日(金)までにあなたの住んでいる市区町村または通学している学校のある市区町村の選挙管理委員会に提出してください。
※市区町村によって異なることがありますので、詳しくは最寄りの選挙管理委員会にお尋ねください。
 - (5)画材 描画材料は自由(紙や布など、絵の具材料だけに限りません)
 - (6)大きさの基準 画用紙の四ツ切(542mm×382mm)、八ツ切(382mm×271mm)もしくはそれに準じる大きさ
 - (7)応募上のご注意
 - ① 他者の著作物(インターネット等にある写真やイラスト等)を模倣した作品は、応募できません。オリジナル作品に限ります。
 - ② パソコン上で描いた作品も応募できます。作品は紙に印刷してご提出ください。
 - ③ 作品のうら右下に、都道府県名、学校名、学年、氏名(ふりがな)を必ず記入してください。
 - ④ 応募作品は、原則として返却しません。
 - ⑤ 入賞作品の著作権は主催者に属し、作品は自由に利用させていただきます。
 - ⑥ 入賞者の学校名、学年及び氏名を公表させていただきます。
 - 3 審査
 - (1)第1次審査 各市区町村選挙管理委員会において、小・中・高別に選びます。
 - (2)第2次審査(地方審査) 各都道府県選挙管理委員会において、小・中・高別に応募数に応じ、所定の点数を選んだうえ、第3次審査(中央審査)へ提出します。
 - (3)第3次審査(中央審査) 第2次審査で選ばれた作品について、下記審査員により入賞作品を決定します。
文部科学省・総務省・公益財団法人明るい選挙推進協会・都道府県選挙管理委員会連合会の各代表審査員
 - 4 賞
 - (1)小・中・高別に次の賞を贈ります。
 - ①文部科学大臣・総務大臣(連名)の賞状と公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)からの副賞
小学校 各学年1名 中学校 各学年2名 高等学校 各学年2名
 - ②公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)の賞状と副賞
小学校・中学校・高等学校 各学年若干名
 - (2)第3次審査(中央審査)に提出された方全員に、公益財団法人明るい選挙推進協会会長から記念品を贈ります。
 - 5 発表 11月初旬の予定
- 主催 公益財団法人明るい選挙推進協会 都道府県選挙管理委員会連合会
都道府県選挙管理委員会 市区町村選挙管理委員会
- 後援 文部科学省 総務省 都道府県教育委員会 市区町村教育委員会

令和7年度静岡県明るい選挙啓発ポスターコンクール実施要領

1 趣 旨

県内の小・中・高等学校の児童・生徒の皆さんに、明るい選挙を推進する上で役立つポスターを描いてもらう。

2 応募要領

公益財団法人明るい選挙推進協会及び都道府県選挙管理委員会連合会等が主催する「令和7年度明るい選挙啓発ポスター作品募集（第77回）」に応募された作品をもって、県のポスターコンクールに応募されたものとする。

3 審 査

(1) 第1次審査

各市町選挙管理委員会で小・中・高等学校別に各5点（以内）を選び、第2次審査（県審査）に提出する。

(2) 第2次審査

第1次審査で選ばれた作品について、次の審査員により入選作品を決定する。

ア 審査員

県教育委員会、県警察本部、県政記者クラブ、県広聴広報課、県明るい選挙推進協会及び県選挙管理委員会の各代表者

イ 入選作品数

小学生 30点程度

中学生 30点程度

高校生 10点程度

4 賞

入選者には、県選挙管理委員会から賞状及び副賞を贈る。

なお、応募者全員に参加賞を贈る。

5 発表

10月中旬～下旬

6 その他

(1) 入選作品は、県選挙管理委員会で選挙啓発に活用する。

(2) 入選作品の中から、特に優秀と認められる作品（小・中学生各10点程度、高校生5点程度）を選び中央審査会に提出する。（11月上旬～中旬結果発表予定）

(3) 中央審査会提出作品は、県選挙管理委員会ホームページ上に掲載する。

令和7年度 明るい選挙啓発ポスター審査要領

令和7年度浜松市・区明るい選挙啓発ポスターコンクールの審査要領について、以下のとおり定める。

1 日 時 令和7年9月19日（金） 午前9時30分から

2 場 所 浜松市役所 北館1階 101・102会議室

3 審査員

- (1) 浜松市選挙管理委員会委員（1人）
- (2) 浜松市明るい選挙推進協議会委員（1人）
- (3) 市内小・中学校現役又は元職の美術教諭（1人）
- (4) 市選挙管理委員会事務局職員（1人）

4 審査基準

審査にあたっては、以下に留意して選出するものとする。

- (1) 「明るい選挙」のイメージに合う作品を選出すること。
- (2) 絵だけでは選挙啓発の意味が伝わりにくい場合があるため、できるだけ「選挙啓発」を表す標語のある作品を選出すること。
- (3) 特定の政党等が類推されるもの等は、除くこと。

5 審査会

(1) 審査順序及び選出数

審査は小学校、中学校、高等学校の各部ごとに実施し、応募された作品の中から次の賞を選出する。

ア 特選 15点以内（小学校、中学校、高等学校 各5点以内）

イ 入選 15点以内（小学校、中学校、高等学校 各5点以内）

(2) 予備審査

審査員は審査対象とすべき作品について、概ね30点程度に絞り込む予備作業を行う。ただし、作品数の状況により、予備審査は省略することができる。

(3) 本審査

ア 審査員がそれぞれ良いと思う作品を5点以内選び「カード」を置き、作品を20点以内に絞り込む。その際、学年の偏りが出ないように配慮する。

イ 「カード」の多い順に、作品10点以内（選出数は審査員の協議により決定する。）を選出する。「カード」の数が同数で並んだ場合は、審査員の協議により選出する。

ウ 選出した10点以内のうち「カード」の多い上位5点以内について特選、その他の5点以内を入選とする。「カード」の数が同数で並んだ場合は、審査員の協議により選出する。

エ 特選の中から報道発表用の作品1点を審査員の協議により選出する。